

令和5年 第13回八幡浜市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和5年11月29日(水) 13時30分
2. 場 所 八幡浜庁舎 5階 大会議室
3. 出席委員

○農業委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	濱田 善純	2	西川 一吉	3	菊池 眞策
4	欠 席	5	木口 金富	6	西川 正則
7	西川 友浩	8	菊池 繁生	9	二宮 佳郁
10	古能 聖人	11	玉木 勝広	12	坂野 清史
13	比企 義一	14	二宮 隆徳	15	山内 裕司
16	欠 席	17	河野 和弘	18	菊池 健三
19	柴田 紳一郎				

○出席職員

事務局長 松本 有加
事務局次長 松浦 秀紀
事務局 菊池 誠晃、岡田 梨容子

○欠席委員

4番 樋田 都委員
16番 大和 眞二委員

4. 議事日程

第1 会長挨拶
第2 議事録署名人選出
第3 付議案件について
議案第59号 農地法第3条の規定による許可申請について

4件

議案第 60 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (所有権移転)	3 件
議案第 61 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (利用権設定)	3 件
報告第 12 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について	4 件

第 4 協議・連絡事項

- ・農業委員会だよりの発行について
- ・農業委員会新年会の開催について
- ・令和 5 年度東京市場及び流通調査視察研修について
- ・第 1 回農業委員会総会について

5. 会議の概要

事務局長 ただいまから、令和 5 年第 13 回八幡浜市農業委員会総会を開会いたします。

 本日の出席委員は 19 名中、17 名で総会成立の定足数に達しております。

 欠席委員は 4 番、「樋田 都」委員、16 番、「大和 眞二」委員の 2 名です。

 それでは、菊池会長から招集のご挨拶を申し上げます。

(菊池会長挨拶)

議 長 それでは議事に入る前に、議事録署名人の選出を行いたいと思います。こちらで指名してよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは議事録署名人に「13 番、比企 義一委員」、「14 番、二宮 隆徳委員」を指名します。

(○○○○委員 退席)

議 長 それでは付議案件に入ります。

 議案第 59 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。

番号 35、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第 59 号、番号 35 について説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「114 m²」、外 1 筆、計「170 m²」、3 条有償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「農業後継者がいないので農業規模を縮小する」。譲受人は「農地を譲り受けて、営農規模を拡大したい」であります。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議長

地元委員の説明を求めます。

2 番

「〇〇〇〇」さんは後継者がいないので、規模を縮小したいということで、譲受人の「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇である「〇〇〇〇」さんの息子さんで、農業規模を拡大したいということですので、皆さんの承認の程、よろしく願いしたらと思います。

議長

ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員

(意見、質問等なし)

議長

ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員

(異議なく承認)

議長

それでは承認することといたします。

(〇〇〇〇委員 着席)

議 長 続きますして、番号 36、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、番号 36 について説明します。
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,107 m²」、外
5 筆、計「2,421 m²」、3 条無償移転です。
譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
申請事由としては、譲渡人は「高齢になってきたので、農業後継者
に一括贈与したい」。譲受人は「農地の贈与を受けて、農業経営を継
承していきたい」であります。
本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条
第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する
要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、又貸しに関する要
件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法
第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしている
と考えます。
説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

5 番 この案件は、お父さんから息子へ登記を変えるということで、息子
さんの「〇〇〇〇」さんは、普段一人で農業をされておりますけど、
収穫時期には両親と兄弟に手伝ってもらっているそうです。小作して
いる農地の方が多いので、将来的にはまだ農業を始めて〇〇〇〇です
けど、モノラックの改修をしないといけない土地より、園内道が入る
ような土地が出れば、もう少し規模を拡大したいという希望を持って
おられます。
親から子への移転ということで何も問題はないと思いますので、よ
ろしく願いいたします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ
いませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

- 委員 (異議なく承認)
- 議長 それでは承認することといたします。
- 議長 続きまして、番号 37、事務局の説明を求めます。
- 事務局 それでは、番号 37 について説明します。
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「471 m²」、3 条有償移転です。
譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
申請事由としては、譲渡人は「農業をしないので譲受人に売却する」。譲受人は「本件農地が購入予定地の宅地・建物に隣接しているので、樹園地として利用したい」であります。
本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
説明は以上です。
- 議長 地元委員の説明を求めます。
- 12 番 売り手の「〇〇〇〇」さんは、お住まいが〇〇〇〇で、〇〇〇〇とご高齢でもあるので「農地を売却したい」と買い手の「〇〇〇〇」君に相談があったそうです。先程、事務局から説明がありましたように、購入予定の宅地・建物の隣接地でありますので、そこを樹園地として使用したいとのことです。
そして、「〇〇〇〇」君はご両親と温州、晩柑、落葉果樹と手広く栽培していて、有望な若手です。問題ないと思っておりますので、よろしく申し上げます。
- 議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 38、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、番号 38 について説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「372 m²」、外
33 筆、計「35,740.27 m²」、3 条使用貸借です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「高齢になってきたので、後継者に経営移譲を行いたい」。譲受人は「父の農地を借り受けて、農業経営に励みたい」であります。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 4 番 譲渡人はお父さんで譲受人が息子さんで、〇〇〇〇と〇〇〇〇です。家族皆で一緒に農業していたのを、使用貸借の設定をして息子さんに譲っていくという格好を取られます。土地は結構点在していて、小さな農地もあるようですが、それらが集まった状態も多く、しっかり農業ができていると思います。

特に問題はないと思います。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、議案第 60 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地
利用集積計画の承認について」、「所有権移転」を上程いたします。
番号 69 から 70 まで一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは議案第 60 号について説明します。
番号 69 から 70 まで一括して説明します。
番号 69、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,219 m²」。
移転する者「〇〇〇〇」。
移転を受ける者「〇〇〇〇」、価格「〇〇〇〇」。
番号 70、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「54 m²」。
移転する者「〇〇〇〇」。
移転を受ける者「〇〇〇〇」、価格「〇〇〇〇」。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 番 番号 69、「〇〇〇〇」さん。「〇〇〇〇」さんの農地を2つに分筆し
て〇〇〇〇と「〇〇〇〇」さんにそれぞれ売買した案件です。この「〇
〇〇〇」さんは〇〇〇〇でも面積的にも多く、〇〇〇〇の〇〇〇〇も
されていて問題ないと思います。

番号 70 番については、「〇〇〇〇」さん、この方は高齢で5年くら
い前に農業を辞めて、この農地は最後の農地になるのですが、「〇
〇〇〇」さんが買われるということです。「〇〇〇〇」さんについて
も、〇〇〇〇の〇〇〇〇をされていて、面積を増やすということす
ので、問題ないと思います。

よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ
いませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 71、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 71、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「3,285 m²」。
移転する者「〇〇〇〇」。
移転を受ける者「〇〇〇〇」、価格「〇〇〇〇」。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 3 番 「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。今年ケガによる体調不良で、耕作を辞めようかと思っておられたのですが、〇〇〇〇をされていた方が中間に入って「〇〇〇〇」君と売買するようになりました。

「〇〇〇〇」君、柑橘の栽培面積が多いですが、この農地はキウイ栽培ですので、柑橘の収穫時期ともずれますし、常時〇〇〇〇雇用しておられるとのことなので、問題ないと思われま。

よろしくお願ひします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、議案第 61 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「利用権設定」を上程いたします。

番号 167 から 169 まで再設定の案件となっております。事務局の説

明を求めます。

- 事務局 それでは、議案第 61 号について説明します。
番号 167 から 169 まで再設定の案件となっております。
番号 167、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,575 m²」、再設定の使用貸借
です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、終期「10 年」。
以降の説明は省略します。
以上です。
- 議 長 再設定のため地元委員の説明を省略します。
- 議 長 番号 167 から 169 まで、承認することに、ご意見、ご質問ございませ
んか。
- 委 員 (意見、質問等なし)
- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なく承認)
- 議 長 それでは承認することといたします。
- 議 長 続きまして、報告第 12 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出
について」。
番号 39、事務局の説明を求めます。
- 事務局 それでは報告第 12 号について説明します。
番号 39、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「229 m²」。
賃貸人「〇〇〇〇」。
賃借人「〇〇〇〇」。
解約の理由「今までの賃借契約をやめて、売買契約を結ぶため」で
あります。
以降の案件については説明を省略します。
以上です。

議 長 報告事項でありますので、以上で終わります。

議 長 続きまして協議、連絡事項に移りたいと思います。

(協議事項について説明及び審議)

議 長 それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6. 閉会 14時00分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和5年11月29日

会 長 菊池 眞策

議事録署名人 比企 義一

議事録署名人 二宮 隆徳